

「約款」の構成

「約款」は、基本的にはつぎのような構成になっています。条文によっては「項」や「号」がない場合もあります。

条 … 「第X条」と表記されています。「第X条」の右には、「条」の内容を簡潔に表現した「条題」が記載されています。

項 … 「X. 」と表記されています。

号 … 「(X)」と表記されています。「条」や「項」の中で、列挙することがらがある場合に「号」を設けて記載します。

※文中のXは数字です。

【例】「5年ごと配当付個人年金保険普通保険約款」の第12条の場合

第12条

第12条（当会社の責任開始期）

第1項

1. 当会社は、つぎの時から保険契約上の責任を負います。

第1号

(1) 保険契約の申込を承諾した後に第1回保険料を受け取った場合
第1回保険料を受け取った時

第2号

(2) 第1回保険料充当金を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合
第1回保険料充当金を受け取った時（被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時）

第2項

2. 第1項により当会社の責任が開始される日を契約日とします。

第3項

3. 保険期間および保険料払込期間の計算にあたっては、契約日からその日を含めて計算します。

第4項

4. 当会社が保険契約の申込を承諾した場合には、保険証券を交付し、これをもって承諾の通知とします。この場合、保険証券には、保険契約を締結した日を記載せず、第2項の契約日を記載します。